

久留米市景観重点地区の修景に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市景観条例（平成22年久留米市条例第42号）第6条第3号の規定により指定された景観重点地区（以下「重点地区」という。）における市民等による積極的な景観の形成に係る活動を促し、もって重点地区の特性にふさわしい景観の形成を図るため、重点地区内に存する塀等の修景に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 塀等 重点地区内に存する敷地の周囲に設置する塀、垣及びこれらに付随する門をいう。
- (2) 修景 工作物を周囲の景観に調和させ、景観の形成を推進するものとして市長が認める新設、増設及び移転並びに外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更（以下「外観の改修等」という。）のことをいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園その他の公共の用に供する場所をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、申請日現在において、市税を滞納していない者とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす塀等の修景とする。

- (1) 国若しくは県の補助金又はこの要綱に定める補助金以外の本市の補助金の交付を受けていないこと
- (2) 公共の場所から望見できる塀等であること
- (3) 建築紛争（久留米市建築紛争の予防と調整に関する条例（平成14年久留米市条例第38号）第2条第8号に規定する建築紛争をいう。）の対象となっていない塀等であること
- (4) 法令に違反しない塀等であること
- (5) 別表に掲げる塀等の種類の区分に応じ、それぞれ修景基準の欄に掲げる要件を満たすこと

していること

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助事業に要した経費の総額の2分の1に相当する額とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、生垣にあつては5万円、板塀にあつては10万円、土塀にあつては15万円を上限とする。

2 補助金を交付する回数は、一敷地の生垣、板塀及び土塀につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、久留米市景観重点地区修景補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費に係る見積書
- (2) 補助事業を行う箇所の現況写真
- (3) 補助事業を行う敷地の位置図
- (4) 申請者の市税の滞納がないことの証明書
- (5) 代理申請の場合にあつては、委任状(第2号様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の適否の決定)

第7条 市長は、申請者から前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、必要があるときは実地調査を行い、交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、久留米市景観重点地区修景補助金交付決定通知書(第3号様式)により、補助金を交付することが不適当と認めるときは、久留米市景観重点地区修景補助金交付申請却下決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が補助事業の内容を変更しようとするときは、久留米市景観重点地区修景補助金交付申請変更承認申請書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 変更後の補助事業に要する経費に係る見積書
- (2) 変更後の補助事業を行う箇所の現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(変更の承認)

第9条 市長は、交付決定者から前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、必要があるときは実地調査を行い、変更の承認の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更申請を承認したときは、久留米市景観重点地区修景補助金交付申請変更承認通知書（第6号様式）により、変更申請を却下したときは、久留米市景観重点地区修景補助金交付申請変更却下通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（中止の届出）

第10条 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、久留米市景観重点地区修景補助事業中止届出書（第8号様式）により、市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、工事完了後速やかに、久留米市景観重点地区修景補助事業実績報告書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した経費に係る領収書又は支払いを証する書類
- (2) 工事等の請負契約書
- (3) 工事等の施行状況及び事業完了後の状況を確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに交付決定者に対して、久留米市景観重点地区修景補助金額確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（補助金額の交付）

第13条 市長は、前条の通知をした後、速やかに補助金の交付を行うものとする。

2 市長が必要と認める場合は、対象となった補助事業の状況について実地調査を行うことができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

塀等の種類	修景基準
生垣	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共の場所から望見できる部分の樹木の高さが50センチメートル以上かつ植栽の間隔が1メートル以下のもの 2 生垣の樹木はまちなみに調和した樹種かつ健全なもの 3 生垣の前面にコンクリートブロック等の土留めを設置する場合は、その高さが60センチメートル以下のもの
板塀	<ol style="list-style-type: none"> 1 板塀の高さは1.5メートル程度とし、周辺にあわせること 2 板塀及びそれに付随する門は歴史的な建物等と調和した、目板塀や大和塀等の和風の仕様とすること 3 板塀の色彩は原則、木材の素材本来の色とすること。着色する場合は、落ち着いた茶系やダークグレーとすること 4 ブロック塀を板塀に見えるようにする場合でも、前3項の基準に合わせること
土塀	<ol style="list-style-type: none"> 1 土塀の高さは1.5メートル程度とし、周辺に合わせること 2 土塀及びそれに付随する門は歴史的な建物等と調和した、和風の仕様とすること 3 土塀の色彩は原則、土の素材本来の色とすること。着色する場合は、落ち着いた茶系や無彩色とすること 4 ブロック塀を土塀に見えるようにする場合でも、前3項の基準に合わせること

久留米市長 宛て

(申請者) 住 所 :

ふりがな

氏 名 :

印

生年月日 :

電話番号 :

久留米市景観重点地区修景補助金交付申請書

久留米市景観重点地区修景補助金の交付を受けたいので、久留米市景観重点地区の修景に関する補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

塀等の概要	所 有 者	
	所 在 地	久留米市
	塀等の種類	<input type="checkbox"/> 生垣 <input type="checkbox"/> 板塀 <input type="checkbox"/> 土塀
	工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の改修等
工 事 期 間 (予定)		年 月 日 から 年 月 日 まで
補 助 金	全 体 工 事 費	円(うち、消費税等額 円)
	対 象 工 事 費	円(うち、消費税等額 円)
	交 付 申 請 額	円 ※ 対象工事費の50% ※ 上限 生垣5万円、板塀10万円、土塀15万円
他の助成制度の適用		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (名称 :)
工 事 施 行 者	所在地	
	名称	
	連絡先	

※久留米市暴力団排除条例第6条の規定により暴力団排除を徹底するために、暴力団(員)又は暴力団(員)と密接な関係のあるものであるか否か警察へ照会させていただくことがあります。あわせて、当該補助金交付前後に暴力団員等の関与があることが確認できた場合には、当該補助金の交付を受けられない、もしくは交付後において当該補助金及びそれに係る加算金を返還していただくことがあります。

なお、警察への照会に使用する個人情報、当該補助事業の目的以外に使用することはありません。

委 任 状

久留米市長 宛て

(申請者)

住 所 :

氏 名 :

印

電話番号 :

私は、下記の者を代理人と定め、久留米市景観重点地区修景補助金交付申請に関する業務を委任いたします。

記

住 所	
氏 名 (事業者名)	
(担当者名)	
連絡先 (電話番号)	

第 号
年 月 日

様

久留米市長

印

久留米市景観重点地区修景補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった久留米市景観重点地区修景補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、久留米市景観重点地区修景補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 所在地 久留米市
- 2 補助金交付予定額 _____ 円
- 3 交付予定年月日 _____ 年 月 日頃

※修景工事が完了したときは、速やかに実績報告書を提出して下さい。

第 号
年 月 日

様

久留米市長 印

久留米市景観重点地区修景補助金交付申請却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった久留米市景観重点地区修景補助金については、下記のとおり却下しましたので、久留米市景観重点地区修景補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 所在地 久留米市
- 2 補助申請額 _____ 円
- 3 却下の理由 _____

年 月 日

久留米市長 宛て

(申請者)

住 所 :

氏 名 : 印

電話番号 :

久留米市景観重点地区修景補助金交付申請変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった久留米市景観重点地区修景補助金
について、交付申請の内容を変更したいので、久留米市景観重点地区修景補助金交付要綱第
8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更の理由		
変更の内容		
変更前	補助対象工事費	円
	補助金交付申請額	円
変更後	補助対象工事費	円
	補助金交付申請額	円

第 号
年 月 日

様

久留米市長

印

久留米市景観重点地区修景補助金交付申請変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった久留米市景観重点地区修景補助金については、下記のとおり変更承認したので、久留米市景観重点地区修景補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 所在地 久留米市
- 2 補助金交付予定額（変更前） 円
- （変更後） 円

※修景工事が完了したときは、速やかに実績報告書を提出して下さい。

第 号
年 月 日

様

久留米市長 印

久留米市景観重点地区修景補助金交付申請変更却下通知書

年 月 日付で変更申請のあった久留米市景観重点地区修景補助金については、下記のとおり却下となりましたので、久留米市景観重点地区修景補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 所在地 久留米市
- 2 補助金交付申請額 _____ 円
- 3 却下の理由 _____

年 月 日

久留米市長 宛て

(申請者)

住 所 :

氏 名 :

印

電話番号 :

久留米市景観重点地区修景補助事業中止届出書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった久留米市景観重点地区修景補助金
について、交付申請の内容を中止したいので、久留米市景観重点地区修景補助金交付要綱第
10条の規定により、下記のとおり届出ます。

記

1 所在地 久留米市

2 補助金交付予定額 _____ 円

3 中止の理由 _____

久留米市長 宛て

(申請者) 住 所：
氏 名： 印
電話番号：

久留米市景観重点地区修景補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった久留米市景観重点地区修景補助金
について、久留米市景観重点地区修景補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり
実績報告します。

記

所 有 者		
所 在 地	久留米市	
塀等の種類	<input type="checkbox"/> 生垣 <input type="checkbox"/> 板塀 <input type="checkbox"/> 土塀	
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の改修等	
工事期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
補 助 金	全体工事費	円（うち、消費税等額 円）
	対象工事費	円（うち、消費税等額 円）
	交付予定額	円 ※対象工事費の50% ※上限 生垣5万円、板塀10万円、土塀15万円
他の助成制度の適用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（名称： ）	

第 号
年 月 日

様

久留米市長

印

久留米市景観重点地区修景補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった久留米市景観重点地区修景補助金については、下記のとおり補助金額を確定しましたので、久留米市景観重点地区修景補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 所在地 久留米市

2 補助金確定額 円